

議案第二十九号

港区奨学資金条例の一部を改正する条例について

令和八年五月二十八日

令和8年5月28日  
教育委員会議案資料 No. 1

港区教育委員会

港区奨学資金に関する条例の一部を改正する条例（案）

港区奨学資金に関する条例（昭和三十四年港区条例第五号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項第二号中「（生計維持者の扶養親族」の下に「等」を加え、「（当該生計維持者が、」を「又は特定親族（」に改め、「賦課期日」の下に「の属する年の前年の合計所得金額が九十五万円以下である者に限る。以下この号において同じ。」）（当該生計維持者が、同日」を加え、「、これ」を「、これら」に、「をいい、生計維持者のいずれかの尊属である者及び扶養する」を「である者をいい、その者を自己の扶養親族又は特定親族として」に、「）を除く」を「）及び生計維持者のいずれかの尊属である者を除く。以下この号において同じ」に、「扶養親族である」を「扶養親族等である者又はこれに準ずる者として区長が認める」に改める。

付 則

この条例は、令和八年十月一日から施行する。



百二十六号) 第二百九十二条第一項第二号に規定する所得割をいう。次項において同じ。) の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が九十五万円以下である者に限る。以下この号において同じ。) (当該生計維持者が、同日において同法の施行地に住所を有しない場合にあつては、これらに準ずる者として適切と認められる者) である者(いい、その者を自己の扶養親族又は特定親族として生計維持者の年長者である者(生計維持者のいづれかの子である者を除く。))及び生計維持者のいづれかの尊属である者を除く。以下この号において同じ。)) 及びこれに準ずる者として区長が認める者の数の合計が二以上である世帯をいう。次項、別表第二及び別表第四において同じ。)) における生計維持者の扶養親族等である者又はこれに準ずる者として区長が認める者 別表第二

2～4 (略)

(後略)

付則

この条例は、令和八年十月一日から施行する。

二十六号) 第二百九十二条第一項第二号に規定する所得割をいう。次項において同じ。) の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない場合にあつては、これに準ずる者として適切と認められる者) をいい、生計維持者のいづれかの尊属である者及び扶養する生計維持者の年長者である者(生計維持者のいづれかの子である者を除く。))を除く。)) 及びこれに準ずる者として区長が認める者の数の合計が二以上である世帯をいう。次項、別表第二及び別表第四において同じ。)) における生計維持者の扶養親族である者 別表第二

2～4 (略)

(後略)

港区奨学資金に関する条例の一部を改正する条例について

審議内容

「独立行政法人日本学生支援機構に関する省令」等の一部改正に伴い、多子世帯の範囲を変更する必要があるため、港区奨学資金に関する条例（昭和34年港区条例第5号）の一部を改正します。

1 趣旨

国において、令和7年度税制改正により、新たに特定親族特別控除が創設されました。これを踏まえ、令和8年10月1日施行で、独立行政法人日本学生支援機構に関する省令及び大学等における修学の支援に関する法律施行規則を改正し、特定親族特別控除の対象となる年代の年収が160万円以下であれば、多子世帯の子どもとして対象となる改正が行われました。これを踏まえ、港区奨学資金に関する条例（昭和34年港区条例5号）の一部を改正します。

2 改正内容

独立行政法人日本学生支援機構に関する省令及び大学等における修学の支援に関する法律施行規則の改正により、新たに特定親族特別控除である子が多子世帯支援の対象となりました。これを踏まえ、区が行う給付型奨学金制度において、多子世帯に該当する範囲を国が認める範囲に変更します。

<多子世帯の子どもとカウントする対象一覧（以下の赤枠の範囲が変更分）>

令和7年12月31日時点の年齢	扶養される子どもにカウントされる年収
23歳以上 ※これまでの扶養親族	123万円以下（給与収入） 58万円以下（合計所得金額）
19歳以上23歳未満 ※特定親族特別控除（税制改正）	123万円以下→160万円以下（給与収入） 58万円以下→95万円以下（合計所得金額）
19歳未満 ※これまでの扶養親族	123万円以下（給与収入） 58万円以下（合計所得金額）

3 施行期日

令和8年10月1日

4 スケジュール（予定）

令和8年6月 令和8年第2回港区議会定例会 条例改正案提出